

## 目次

### 教育委員会規則

- 個人情報の保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………45
- 告示
- 教育職員免許状の取上げについて……………46

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆個人情報の保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第10号)

##### 1 趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の制定に鑑み、情報通信技術の進展を踏まえ道民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、規定の整備を行うとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定によりマイナンバーカード制度が導入されたことに伴い、健康保険被保険者証については令和7年12月1日をもって、住民基本台帳カードについては令和7年12月28日をもって、それぞれ発行済みのものが有効期限を迎えることを踏まえ、様式の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿について、紙での閲覧に加え、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法での公開を加えることとした(第3条及び第4条関係)。

保有個人情報開示請求書等の様式中、「本人確認書類」欄から「健康保険被保険者証」及び「又は住民基本台帳カード(住所の記載があるもの)」を削ることとした(別記様式関係)。

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした(附則関係)。

## 教育委員会規則

個人情報の保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和7年11月26日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

### 北海道教育委員会規則第10号

個人情報の保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

個人情報の保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則(令和5年北海道教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「備え置く」を「備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表する」に改め、同条第3項中「及び閲覧」を「、閲覧及び公表」に改める。

第4条第3項中「備え置く」を「備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表する」に改め、同条第4項中「及び閲覧」を「、閲覧及び公表」に改める。

別記第3号様式、別記第16号様式及び別記第23号様式中「健康保険被保険者証」及び「又は住民基本台帳カード(住所の記載があるもの)」を削る。

#### 附則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第58号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第1項の規定により、取上げの処分を行った。

令和7年11月26日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

氏名	渡部 凌	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状 (社会)	令2中1第987号	令和3年3月20日	北海道教育委員会
高等学校教諭1種免許状 (地理歴史)	令2高1第1283号		
取上げ年月日	令和7年11月6日		
取上げの事由	教育職員免許法第11条第1項(同法施行細則第20条第8号ア)該当		